

中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」が 公布、12/1 施行（速報）

- 米国同様の再輸出規制を導入（デミニミスルール、直接製品規制等）
- 米国並みにエンドユース・ユーザー管理強化（禁輸先リストに加え注視リストも）
- 輸出管理品目リストは、条例施行前までに関係組織に諮った上で策定見込み

CISTEC 事務局

中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」が、本年 10 月 19 日に李強首相の署名を経て公布された。12 月 1 日に施行される。

【注】

- 全文仮訳は別添。また、以下にも掲載。
◎中国両用品目輸出管理条例（仮訳）
(2024.10.22)
https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20241021_yaku.pdf
- 本資料の分析は速報ベースの一次的なものであり、今後変更・追加等があり得る。

■経緯

- 中国輸出管理法は、2020 年 12 月に施行されたが、個々の稀少資源等の輸出規制は行われてきたものの、下位条例が制定されず、統一的な管理リスト（ワッセナーアレンジメントを念頭に置いた「不拡散のための国際的義務の履行」も含めて軍民両用品の管理を担保するもの）も作成、公開がなされていなかった。
- その後、本格施行に向けた準備が進められ、本格実施のための下位条例である「両用品目輸出管理条例案」の意見募集稿が、2022 年 4 月 22 日付でパブリックコメントに付された。これに対しては、CISTEC を含む日本の 10 産業団体連名で意見書を提出した。

条例案解説 https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20220426.pdf

連名意見書 https://www.cistec.or.jp/service/china_law/20220520-japanese.pdf

- 今回の発表によれば、パブリックコメントは内外から約 600 件が寄せられたとされ、これらも含めて政府内で検討の上で「草案」を作成し、9 月 18 日に国務院が審議、採択していた。1 か月を経て公布されたもの。

■主な焦点

- 2017 年の中国商務部による最初の草案発表以降、累次の全人代常務委での審議の度にパブコメ募集がなされ、日米欧の産業団体連名で意見を提出してきた。
- その際の関心事項は、再輸出規制、みなし輸出規制、管理品目リストと国際レジーム合意との関係、中国に輸出した場合のエンドユース・エンドユーザー情報の取得、中国から輸入した海外の輸入者・需要者の中国政府の管理、データ安全規制との重畳適用、域外適用規定等に関するものであった。
- 今回公布された条例内容を見ると、最大の焦点だった再輸出規制の内容は明確になったが、それは米国の厳しい再輸出規制にほぼ準じたものであり、大きな懸念要素となった。
また、米国の禁輸リストである Entity List に相当するリストは当初から輸出管理法に規定されて

いたが、今回、米国が中国企業に対して多用する Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)に相当する「注視リスト」制度も新たに盛り込まれた(意見募集稿にはなかった)。

- このように見ると、経済安全保障における重点課題である「信頼できるサプライチェーンの確保」の上で考慮される必要がある要素が、少なからず含まれているように思われる。
- 中国輸出管理法に関するこれまでの一連の経過、関係資料は、以下のサイトにまとめたあるので、ご参照いただきたい。

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshou/china/china_page.html

以下、主な論点について説明する。

【本資料の構成とポイント】

1. 再輸出規制の新設

- ・米国同様の再輸出規制の規定を新設。デミニミスルール、直接製品規制、原産品規制の全てを規定。実施のための規則が定められる予定。
- ・中国が優位に立つ品目(「特定の品目」)をテコに中国政府の関与下に置く国際サプライチェーンの形成を企図していると思われる。

2. 禁輸先リストに加え、米国「UVL」類似の「注視リスト」を新設

- ・最終用途・需要者確認ができず懸念が残る者を、新たに「注視リスト」に掲載する枠組みを新設。
- ・米国が中国企業対し、UVL掲載をテコにしてエンドユース確認を行うのと同じ手法。

3. 中国政府による輸出先の最終用途・需要者確認のために現地検証が可能に

- ・許可申請時の最終用途・需要者確認のための現地検証も手続きの一つとして規定。
- ・それ以外の局面も含めて検証に非協力の場合には、「注視リスト」に掲載との枠組み。
- ・外国政府による中国企業への現地訪問、調査は規制をかけ、中国政府が成り代わって最終用途・需要者確認を行って外国政府に説明すると想定しているような規定との関

係でアンバランス。

4. 中国への輸出の際のエンドユース・ユーザーチェックについて

- ・法律での「輸出管理情報」の移転規制によって、中国に輸出する際の顧客審査に必要な用途、需要者に必要な情報が得られるのかは不明確。
- ・条例では、外国政府による現地訪問・現地調査を許可なく受け入れることは禁止されたが、外国政府による現地訪問等を伴わない審査は問題ないのか、外国企業・政府が必要な情報を輸入者、需要者から得られるのかは、条文上からは不明。

5. 輸出管理法制とデータ安全法制との重畳適用の問題

- ・これまで、データ安全法制では海外移転規制対象の「重要データ」に「輸出管理に関するデータ」を含める模様だったため、輸出管理法制との重畳適用の問題が懸念。
- ・しかし、10月から施行された重要データ識別のための推奨国家標準では、「輸出管理品目に関するデータ」とされるとともに、データ統制三法の共通下位条例であるネットワークデータ安全管理条例(9月30日公布)では、各地域、部門がそれぞれ定めることと規定された。
- ・他方、天津市、北京市の特区のデータ海外移転のネガティブリストでは、輸出管理法や輸出禁止・輸出制限技術リストで規制対象となるものは、そちらで規制される旨注記された。これにより重畳適用はなくなった。他の地域、部門での動向を要注視。

6. みなし輸出規制の問題

- ・中国の組織内での外国籍役員に対する技術提供は対象となるのか不明。組織内での研究、会議でのやり取り、技術データベースへのアクセス等で外国籍役員との情報共有に支障が生じるおそれや、外資企業で外国資本が支配権を有する場合に支配権を損ねるおそれ。
- ・みなし輸出規制は通常は技術が対象であるが、定義では、貨物、サービスの提供も対象となっており、具体的運用イメージ不明。

7. 輸出管理品目リストについて

- ・ 公布時期は、当局の QA で「条例と同時に実施」とあり、12月1日前に公開見込み。
- ・ 策定手続きが意見募集稿から変更されており、公開での意見募集ではなく、関係団体等に対する諮問方式に変更となった模様。
- ・ 今回の品目リストは、これまでの品目を統合・一本化するのみの模様。

1. 再輸出規制の新設—米国同様の内容

■米国と同様のフルスペックの再輸出規制

○米国の再輸出規制に準じた、中国原産品に係る再輸出規制の導入の有無が焦点となっていた。これは、2017年公表の商務部草案では、附則にデミニスルールの考え方が規定されていた（中国原産品を価額ベースで一定割合超含む品目の第三国から輸出する場合に中国当局の許可が必要）。

しかし、全人代常務委での審議段階ではそれは削除され、「通過」「積替」等と並べる形で、単に「再輸出」の文言だけが記載されていた。その具体的内容は不明のままだった。

○しかし、今回公布された条例の附則では、第49条で、米国同様のフルの再輸出規制が盛り込まれた。再輸出規制に係る実施規則は別途定めるとある。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国务院の商務主管部門は関係する事業者の本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- (一) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- (二) 中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- (三) 中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

○上記は、米国の再輸出規制と同様の構成となっている。

- ・ (一) が、デミニスルール（価額ベースで計算。25%超、10%超等、相手国により割合は異なる）
- ・ (二) が、直接製品規制（EAR対象の（又は米国原産）一定の米国リスト規制技術・ソフト（及びそれらから直接製造された装置）から米国外で直接製造された製品に関する規制）。ただ条例では、「直接」の文言がないことに要留意。
- ・ (三) が、原産品目規制

○より具体的な内容は、同規制のための実施規則で定められるが、米国政府が優位に立つ米国産品をテコにした米国 EAR の域外適用によって、国際サプライチェーンに大きな影響を与えているのと同様に、中国が優位に立つ品目（規定にある「特定の品目」）をテコに中国政府の関与下に置く国際サプライチェーンの形成を企図していると思われる。

■「信頼できないエンティティリスト」制度によっても再輸出規制的な運用

○上記は、輸出管理法に基づくものであるが、それとは別途の単発の規制である「信頼できないエンティティリスト」制度の運用によっても、再輸出規制的な動きが見られるようになっている。

○これまで、反外国制裁法や「信頼できないエンティティリスト」制度に基づいて、台湾に武器を供与した米国防衛関連企業を指定・掲載し、輸出禁止、中国内資産凍結、入国禁止等の制裁措置の対象としてきた。ただ、それだけでは実質的に影響はなく、象徴的な措置に留まってきた。

○しかし最近になって、「反外国制裁法」で制裁対象とした米防衛関連企業等を「信頼できないエンティティリスト」にも掲載し、それら企業に中国原産品を供給した米国企業を問題視し、取引の内容の提出、「再発防止」策の策定等を求め、これを拒否すれば同リストに掲載すると警告した。下記資料の p 1～6 参照。

○中国の最近の輸出規制とその関連動向(改訂版)

— 2024年春以降の動向を中心として
(2024.8.5)

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801.pdf>

○制裁対象の海外企業等に対する再輸出規制と、輸出管理法に基づく恒常的な再輸出規制とを併用して、中国の影響力を拡大する指向を強めていくものと思われる。

2. 禁輸先リストに加え、米国「UVL」類似の「注視リスト」を新設

■米国の Unverified List(UVL：未検証エンドユーザーリスト)とは？

○今回の条例では、輸出管理法本体にも、また条例の意見募集稿にもなかった、米国の Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)に相当するリスト制度を新たに導入した。

○米国の UVL は、輸出許可前のチェックや輸出後の事後検証ができないために、最終用途・需要者に懸念があるユーザーのリストである。

EAR 対象品目の輸出・再輸出に許可が必要な場合に許可例外(=許可不要)が使えなくなり、すべて個別許可対象となる。許可が不要な品目を輸出・再輸出する場合にも UVL 文書と呼ばれるエンドユーザー誓約書等の取得が必要になる。下記資料参照。

◎米国商務省 BIS の Unverified List(未検証エンドユーザーリスト)の概要と留意点
(2019.4.26)

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/01_Unverified%20List_kaisetu190426.pdf

○米国は、中国企業、中国政府が、米国からの輸出品のエンドユース、エンドユーザーの実地検査等に協力しない場合に、同リストに掲載し、応じない場合は Entity List(禁輸リスト)に掲載するとの制度にし、圧力を強める例がしばしばあった。

他方、中国側は輸出管理法本体で「第 32 条:中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。」と規定され、本条例の意見募集稿で「第 45 条:・・・国務院の商務部の同意なしに、外国政府による輸出管理の実地訪問または審査を受け入れるか、または受け入れることを約束してはならない。」と規定されていたため、当事者は板挟みになる懸念が生じた。

これまでの例では、中国政府が米政府との連携

の形をとってこれを受入れ、UVL 指定を解除してきた(23 年 8 月に 27 企業・組織)。ただ最近でも、UVL 指定をされる中国企業は見られる(23 年 12 月に 13 企業、24 年 7 月に 8 企業、10 月に 3 企業)。

■今回の条例での「注視リスト」規定

○第 26 条に、次のように規定されている。

第二十六条 国務院の商務主管部門が法に基づいて両用品目のエンドユーザーと最終用途の検証を行い、関係する組織と個人は協力しなければならない。輸入業者、エンドユーザーが規定した期限内に検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかったことで、両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できなくなった場合、国務院の商務主管部門は関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加える。

輸出者が注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに両用品目を輸出する際、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーのリスク評価報告を提出し、かつ輸出管理の法律法規と関連する要求の遵守を誓約しなければならない。許可審査の期間は本条例第十七条第一項に規定する期限の制限を受けない。

本条例第一項に規定する輸入業者、エンドユーザーが検証に協力し、確認の結果、無断で最終用途を変更した、無断で第三者に譲渡した等の状況がなかった場合、国務院の商務主管部門はこれを注視リストから削除することができる。

○構成としては、以下の 3つのパーツに分かれる。

(1) 期限内の検証に非協力、補足資料不提出により最終用途が確認できない場合には、関連する輸入者とエンドユーザーを注視リストに含めることができる。

(2) 同リスト掲載企業向け輸出に、一般的なライセンスの申請は不可。個別許可を申請する場合は、リスト掲載エンドユーザー等のリスク評価レポートを提出し、そのエンドユーザー

等による規制・要件の遵守の誓約が必要。

(3) 検証に協力し、不正な変更・移転がないことが確認できればリスト削除可能。

○上記の「検証」は、米国同様に、「実地検証」を意味すると思われる。本条例第 17 条に審査期間(45 営業日以内)にカウントしない場合の一つとして、「実地検証を行う必要がある場合」を挙げている(後述)。

○上記の(1)(3)は、米国 EAR 規制と同一である。他方、(2)の「注視リスト」掲載者向けの輸出の全てにつき許可を必要とする趣旨かどうかは明確ではないが、もし、全てにつき許可必要とする趣旨であるとすると、許可が必要な場合が限定されている米国 UVL 制度よりも厳格な規制になる。

3. 中国政府による輸出先の最終用途・需要者確認のために実地検証が可能に

■中国政府による最終用途・需要者の「検証」には「実地検証」も含まれる

○米国の場合、UVL 掲載されるのは、許可前チェック(PLC)や出荷後検証(PSV)ができないために、エンドユース・ユーザーに懸念がある場合である。

米国の場合は、それらのチェック、検証には、米当局による実地確認が含まれている。

○中国の本条例の「注視リスト」掲載となる場合の「検証」の意味合いは、注視リスト制度を定めた第 26 条では単に「核査」とあるのみで、実地検証を含むのかは一見すると明確ではない。しかしながら、許可申請時の手続き、審査期間を定めた第 17 条をみると、「実地検証」(「実地核査」)を行う場合があるとされ、その期間は審査期間(45 営業日以内)にカウントしないとされている。

○第 17 条の「実地検証」は、米国の許可前チェック(PLC)に該当するが、第 26 条はそれに限らず、出荷後検証(PSV)まで含むと考えられる。

■中国側が外国政府の現場調査を当局の同意が必要としていること等との関係

○しかし他方で、本条例では、次のように、外国政

府による現場調査は制限し、外国政府に対しては、中国当局が行うエンドユース・ユーザー確認を以て説明するとの規定があり、バランスを欠いているように思われる。

○関係規定は以下の通り。

・外国政府から輸出管理に関する訪問及び現場調査の要請を受けた場合には、直ちに商務部に報告し同意を受けなければならないとしている(第 38 条)。

※違反の場合には、第 43 条で罰則対象。

・中国国内の輸入者、エンドユーザーの申請により、外国政府に対して、エンドユース・ユーザーに関する説明書類を発行することができること、それらエンドユーザー等は商務部の監督・検査を受け入れなければならないこととされている(第 37 条)。

※第 37 条は、説明書類発行局面、時期等の限定はない。

○他方、許可申請時のエンドユース・ユーザー確認に関しては、以下のよう、

・許可申請時には、輸出先国の政府機関が発行した最終用途証明書類の提出を輸出者に求めることができるとしている(第 24 条)。

○また、輸出管理法本体に、各国政府との協力連携条項がある。

・「国家輸出管制管理部門は締結、あるいは参加している国際条約に基づいて、又は平等互惠の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と輸出管理の協力と交流を行う。」(法第 32 条)
※この規定は、本条例案の意見募集稿でも規定されていたが、公布された条例には規定されていない。

○上記の一連の規定を踏まえれば、輸出先の輸入者、エンドユーザー等に対する確認に関しては、外国政府との連携があつて然るべきであるが、その点は明確ではない。法第 32 条の趣旨を踏まえた運用が担保される必要があると思われる。

○いずれにしても、中国当局から現地訪問や実地検証を求める連絡があつた場合には、経産省に連絡し相談することが適当である。

4. 中国への輸出の際のエンドユー ス・ユーザーチェックについて

■輸出管理関係情報入手の制約との関係

○日本から中国にリスト規制品目等を輸出する場合、輸出管理の基本として、最終用途、最終需要者のチェック（顧客審査）が必須となる。

その場合、顧客審査のための基本的情報の入手が必要となる。それが中国側の規制で入手が難しくなっているとの状況が現れている。

これが輸出管理法との関係ではどうなのか、という点が関心事項の一つとなる。

■情報入手制約の諸要因

(1) 企業信用情報提供サービスの利用の制約の顕在化

データ安全法制の一環として、中国人民銀行により「信用調査業務管理弁法」が2022年1月1日から施行され、一般的な（帝国データバンク等に相当する）「企查查」「启宝」「天眼查」等の企業信用情報の国内保存が義務付けられ、海外からのアクセスが困難となった。

以下の資料のp39～「留意点7 中国企業の基本情報が得にくくなっている」参照。

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/51-20220906.pdf>

(2) データ安全法制で規制対象となる「重要データ」の例示の一つとして記載されていた「輸出管理データ」との記載

これまで、データ安全法制においても、海外移転規制の対象となる「重要データ」の識別についての国家標準案や、データ安全三法の共通下位規則である条例案が、パブコメにかけられていたが、それらの案では、その一類型として「輸出管理データに関わるもの」が挙げられたいた（ただし、この点は、推奨性国家標準、データ安全条例が確定して公布され、「輸出管理データ」との記載はなくなり、品目に関わるデータが例示されている）。

(3) 国家安全法制下での取締り

2023年にミンツ社、ベイン社等米国系企業調査コンサル企業の実地法人3社立入調査を受けた。

「重要データ」は、流出することで国家安全を危険にさらす可能性があるとの概念であり、「重要データ」の移転に関して、国家安全当局が独自に「国家安全」の観点から調査等の対象とする懸念がある。

■関係条項での規定振り

○輸出管理法では、次のように規定されている。

第32条（後段）：中華人民共和国国内の組織と個人が国外に輸出管理に関わる情報を提供するには、法に基づいて行わなければならない。；国の安全と利益に危害を及ぼす恐れのあるものは、提供してはならない

○この条文は、条例案の意見募集稿にもあったが、公布された条例では規定されていない。

しかし、輸出管理法では規定されており、具体的にどのような情報提供が制約を受けるのかは依然として不明である。

○他方、外国政府からのアクセスに関する規制に関する条例の条文が微妙に変わっている。

<意見募集稿>

第45条（後段）・・・同意を得ずに・・・外国政府の実施する輸出管理の現場訪問または調査を受けることを承諾したり、または受けてはならない。

<公布条例>

第38条・・・外国政府から輸出管理に関する訪問及び実地調査の要請を受けた場合、・・・報告しなければならない。・・・同意なしに受け入れたり、・・・約束してはならない。

意見募集稿では、外国政府の「現場訪問」とともに、「調査」を受けることが規制される条文になっていたものが、「調査」の文言は、「実地調査」となっている。

中国企業が、実地訪問、実地調査に依らずに、書類提出等による報告の形でエンドユーサーに関する調査を受けることは認められるとも読み得るように思われる。

○ただ他方で、新設された条例第37条で、次のよう

に、中国国内の輸入者、エンドユーザーの申請により、外国政府に対して、エンドユースの説明書を発行することができるとし、その場合は商務部がエンドユーザーに対する監督・検査を行うとされている。

第三十七条 国务院の商務主管部門は国内の輸入業者とエンドユーザーの申請に基づいて、その他の国や地域の政府に対してエンドユーザーと最終用途説明書を発行し、かつ関連事項を管理することができる。

国内の輸入業者とエンドユーザーはエンドユーザーと最終用途説明書を申請する際、国务院の商務主管部門の要求に従って関連資料をありのままに提出し、説明書取得時に行った誓約を厳格に履行し、かつ国务院商務主管部門の監督検査を受けなければならない。

外国政府の訪問、実地調査を制限する第38条の直前に置かれていることを考えると、外国政府によるエンドユース等に関する確認は、中国政府が成り代わって行うとの想定に立っているようにも思える。

- いずれにしても、外国の輸出者が中国に輸出するに際して、顧客審査のための基本的情報であるエンドユース、エンドユーザーの懸念の有無を判断するための情報がエンドユーザーらから直接入手できるのかが明確でない。

5. 輸出管理法とデータ安全法制との重畳適用の問題

■問題の所在

- 本条例の第2条の定義規定では、「軍民両用品目」には、「関連する技術データ及びその他のデータを含む。」とされている。

そこで、「重要データ」の海外移転を規制するデータ安全法制と重畳適用となるのではないかとの懸念が生じる。以下の資料参照。

- ◎中国のデータ安全管理規制と輸出管理規制との重畳適用について
ーネットワークデータ安全管理条例案等を踏まえての考察（2021.12.23）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/46-20211220.pdf>

- データ安全法制では、前述のように、「重要データ」の内容についてパブコメ募集が続いてきたが、識別のための国家標準及びデータ安全三法共通のデータ安全管理条例が公布に至ったことにより、データ安全法制側の規制対象が確定した。
- 両法制の重畳適用が回避されるのかが焦点となる。

■中国の推奨性国家標準における「重要データ識別ガイドライン」における「重要データ」

- これは、累次にわたりパブコメ募集されてきたが、本年3月15日に公布され、10月1日から施行された。以下の資料を参照。

◎中国の推奨性国家標準《データ安全技术—データの分類と等級区分の規則》と重要データ識別ガイドラインについて（2024.8.1）

<https://www.cistec.or.jp/service/uschina/20240801-2.pdf>

- 輸出管理に関係する部分では、次のように規定されている。

f) 我が国の科学技術力に関わる、我が国の国際競争力に影響する、または輸出管理品目に関わる。たとえば国家科学技術イノベーションの重大成果を反映する、または我が国の輸出禁止・輸出規制品目の設計原理、プロセスフロー、製作方法のデータ、およびソースコード、集積回路のレイアウト、技術スキーム、重要パラメータ、実験データ、検査報告などのデータ；

輸出管理法における輸出管理品目に関わるデータ、及び輸出禁止・輸出制限技術リストに関するデータについて、例示されている。

- この国家標準自体は規制ではなく、これが各規制法令に反映されていくことになる。

■ネットワークデータ安全管理条例での「重要データ」

- 本年9月30日に、データ統制三法共通の下位規則であるネットワークデータ安全管理条例が公布された（施行は25年1月1日）。

意見募集稿では、国家標準案に近い内容の「重要データ」の例示が規定されていたが、公布された条例では、総括的な定義が規定されているに留まる。

「重要データ」とは、特定の分野、特定の集団、特定の地域において、国家の安全、経済活動、社会の安定、公衆衛生及び安全を直接危険にさらすおそれのあるデータ、または一定の精度と規模に達したデータで、改ざん、破壊、漏洩、または不正に取得または使用されたデータをいいます。

- その上で、重要データ管理について規定する第四章の第29条において、各地方政府が国の指標に基づき、自地区・部門の関連する業界、分野の重要データリストを公布することが規定されている。

第29条 国家データ安全業務調整機構が関連部門を統率・調整して重要データリストを制定し、重要データ保護を強化する。

各地域、各部門がデータ分類分級保護制度に基づいて、自地区、自部門及び関連する業界、分野の重要データの具体的なリストを確定し、リストに掲載されたネットワークデータについて重点的な保護を行わなければならない。

なお、ネットワークデータの国外移転管理を規定する第五章の第37条において、属する地方政府から重要データリストが公開されていない場合は、データを国外移転する場合も、安全評価を申告する必要はないことが規定された。

- このような状況であるため、データ安全法制側で保護される「重要データ」が確定しない段階では、重畳適用の問題は生じないことになる。

■北京市、天津市での重畳適用排除の規定

- そういう中で、北京市と天津市が、自由貿易試験区データ国外移転管理リスト(ネガティブリスト)を施行したが、その中で重畳適用の排除規定を設け、輸出管理法で規制対象となるものは同法で規制する旨規定された。
- 北京市は関係当局連名で、本年8月30日に、「中

国(北京)自由貿易試験区データ国外移転ネガティブリスト管理弁法(試行)」及び「中国(北京)自由貿易試験区データ国外移転管理リスト(ネガティブリスト)2024年版」が公布され、即日施行された。

同ネガティブリストは、本年5月に天津市商務当局より公布された中国初のネガティブリスト「天津自由貿易試験区データ国外移転ネガティブリスト」(45項目)に次いで出されたものであり、「自動車」、「医薬」、「民用航空」、「小売・現代サービス」、「AI学習データ」の5産業分野における48項目である。

「自動車」を除く4産業分野において、天津市のネガティブリストと同じく、「重要データ」に、「輸出管理法」規制技術や「中国輸出禁止・輸出制限技術リスト」技術が含まれるが、備注欄において、以下のように注記されている。

輸出管理もしくは技術輸出管理事項に含まれるデータの内、《輸出管理法》等の関連法律・法規で規定する輸出許可の申請義務を履行する必要がある場合は、本リストは適用されない。

また、「自動車」分野の備注欄においても、「本リストの範囲外で、～(中略)～輸出管理品目に関わるデータ等については、国の関連部門の規定に準拠して執り行う。」としている。

- 今後、各地域、部門で具体的な「重要データ」が定められていく見込みであるが、両市と同様の重畳適用排除のための調整規定が設けられていく可能性がある。

6. みなし輸出規制の問題

■みなし輸出についての条文、趣旨

- みなし輸出については、輸出管理の定義を規定した第2条に含まれている。

ボーダーを超える移転だけでなく、中国国内での外国組織・人に対する移転も含むとの趣旨である。意見募集稿と規定ぶりは若干変わっているが、実質的内容は変わっていない。

第二条(後段) 本条例に言う輸出管理とは、国

が、両用品目の貿易輸出および対外贈与、展覧、協力、援助とその他の方式で行う移転を含む中華人民共和国の国境内から国外に両用品目を移転する、および中華人民共和国の公民・法人与非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供することに対して、禁止または制限措置を講じることを指す。

規の要求に基づいて許可証を申請しなければならない。

■みなし輸出に関する問題

(1) 論点1：中国国内の組織内の外国人への移転も対象となるのか。

- 中国国内での移転規制ではあるが、組織内での外国人に対する移転も対象となるのかは重要な点であるものの、条文上は明確ではない。
- 組織内での外国人に対する移転も対象となると、
 - ・組織内での研究、会議でのやり取り、技術データベースへのアクセス等で外国籍役職員との情報共有に支障が生じるおそれがあること。
 - ・外資企業で外国資本が支配権を有する場合、これを管理する外国籍の役職員との情報共有に制約が生じるのは、支配権を損ねるものとなる。
- 他方、2021年4月末に公告された、中国輸出管理法第5条に基づく両用品目輸出管理内部コンプライアンスガイドラインでは、「みなし輸出」に関しては、技術の管理に関する扱いが対象ではあるが、組織内の外国籍の者に対する提供を規制対象とする前提で書かれているように見える。
- 基本的には許可は必要のようである。

(2) 論点2：みなし輸出規制における貨物、サービスの扱い

みなし輸出というのは、通常は技術提供についての概念のはずであるが、貨物、サービスも含まれるとなると、どういう運用が想定されているのかは依然不明である。

7. 輸出管理品目リストについて

■輸出管理品目リストの公布時期

- 公表された商務部、司法部当局者によるQAによれば、
 - 「現在、商務省は、条例と同時に実施されるデュアルユース品目の統一輸出管理リストを作成している」
としている。
- そうすると、条例の12月1日の施行前までに公布される見込みとなる。
- なお、今回の品目リストは、これまでの管理対象品目を統合・一本化するだけで、新たな品目は含まれない模様。

■輸出管理品目リストの策定手続きの変更

- 「輸出管理品目リスト」の策定手続きについては、意見募集稿から変更が加えられ、公開での意見募集は行わない可能性が高い。
- 意見募集稿では、商務部が関連部署と作策定後に、「適切な方法で意見を募集し・・・しなければならない」と公開義務が設定されていた（第13条）。
これに対して今回公布された条例では、「適切な方法で関連する企業、商会、協会等方面の意見を求め、・・・ことができる」という限定的な諮問制度に変わっている（第11条）。
毎年策定される両用品目リストの改定と同様の方式によるものになる可能性が高い。

以上

三、全面的なリスク評価

3. 技術と研究開発の状況

(中略)

一規制を受ける技術に関わる業務に従事する従業員の状況を整理し、許可証未申請で外国の組織や個人に向けて規制を受ける技術を提供するリスクや潜在的危険が存在しうるか否かを全面的に調査し、外国籍従業員を雇用して規制を受ける技術に関わる業務に従事させる、見本市・展示会において規制を受ける技術に関わる情報を公表するなどの状況があったならば、法律法

別添

中国両用品目輸出管理条例 仮訳 (CISTEC)

中華人民共和国国務院令¹

第 792 号

《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》は 2024 年 9 月 18 日に国務院第 41 次常務会議で可決され、今ここに公布し、2024 年 12 月 1 日より施行する。

総理 李強

2024 年 9 月 30 日

中華人民共和国両用品目輸出管理条例

第一章 総則

第一条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行し、両用品目の輸出管理を強化・規範化するため、《中華人民共和国輸出管理法》（以下、輸出管理法と略）等の法律に基づき、本条例を制定する。

第二条 国は両用品目の輸出管理に対して、本条例を適用する。

本条例に言う両用品目とは、民事用途だけでなく、軍事用途または軍事上の潜在能力の向上にも役立つ、特に大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いることのできる貨物・技術とサービスを指し、関連する技術資料などのデータも含む。

本条例に言う輸出管理とは、国が、両用品目の貿易輸出および対外贈与、展覧、協力、援助とその他の方式で行う移転を含む中華人民共和国の国境内から国外に両用品目を移転する、および中華人民共和国の公民・法人と非法人組織が外国の組織や個人に両用品目を提供することに対して、禁止または制限措置を講じることを指す。

第三条 両用品目の輸出管理業務は中国共産党の指導を堅持し、総体国家安全観を堅持し、国際平和を守り、高品質な発展と高水準の安全を統一的に計画し、両用品目の輸出規制管理とサービスを完全なものとし、両用品目の輸出管理ガバナンス能力を向上させなければならない。

両用品目の輸出とその関連活動は、法律、行政法規と国の関連規定を遵守し、国の安全と利益を損なってはならない。

第四条 国家輸出管理業務調整機構は両用品目輸出管理業務を組織・指導し、両用品目輸出管理に関する重大事項を統一的計画・調整することに責任を負う。国務院の商務主管部門は両用品目の輸出管理業務の責任を負い、国のその他の関係部門は職責分業に基づいて両用品目輸出管理関連業務の責任を負う。国務院の商務主管部門と国のその他の関係部門は密接に協力し、情報共有を強化しなければならない。

省・自治区・直轄市の人民政府商務主管部門は国務院の商務主管部門の委託を受けて、両用品目輸出管理関連業務を行う。

第五条 国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で両用品目輸出管理の専門家諮問機構を構築し、両用品目輸出管理業務に助言的意見を提供する。専門家は国の安全と利益を守り、客観的、公正、科学的、厳密に

¹ (訳者注) 「中華人民共和国両用物品出口管制条例」(中国政府網 2024 年 10 月 19 日) https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6981399.htm

助言的意見を提供し、諮問において知り得た国家秘密、業務秘密、商業秘密と個人のプライバシー、個人情報等に対して法に基づいて守秘義務を負う。

第六条 国務院の商務主管部門は両用品目管理のコンプライアンスガイドラインを作成・公布し、輸出者および輸出者に貨物輸送、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築・整備し、法に基づいて経営を規範化するよう奨励・指導する。

第七条 国務院の商務・外交主管部門は国のその他の関係部門と共同で両用品目輸出管理の国際協力を強化し、輸出管理に関わる国際規定の策定に参加する。

国務院の商務主管部門は締結または参加した条約・協定に基づいて、または平等互恵の原則に照らして、その他の国や地域、国際組織等と両用品目輸出管理の協力と交流を実施する。国のその他の関係部門は職責分業に基づいて両用品目輸出管理に関わる協力と交流を実施する。

第八条 関連する商会、協会等の業界自主規制団体は法律法規やの規約の規定に基づいて、その成員に両用品目輸出管理に関連する情報相談、広報・研修等のサービスを提供し、業界の自主規制を強化しなければならない。

第二章 管理政策

第九条 国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で両用品目の輸出管理政策を策定・調整し、そのうち重大な政策は国務院に報告し許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告し許可を求めなければならない。

第十条 国務院の商務主管部門は外交、海関（税関）等の国の関係部門と共同で、以下の要素を踏まえて両用品目の仕向国や地域に対して評価を行い、リスク等級を確定し、相応の管理措置を講じることができる。

- (一) 国の安全と利益に対する影響；
- (二) 拡散防止等の国際義務を履行する必要性；
- (三) 我が国が締結または参加する条約・協定を履行する必要性；
- (四) 国際連合安全保障理事会が採択した拘束力のある関連決議や措置等を執行する必要性；
- (五) その他の考慮しなければならない要因。

第十一条 国務院の商務主管部門は輸出管理法と本条例の規定により、両用品目の輸出管理政策に基づき、規定の手続きに従って国の関係部門と共同で両用品目輸出管理リストを策定・調整し、適時に公布する。

両用品目輸出管理リストの策定と調整は適切な方式で関係する企業、商会、協会等の方面から意見を募集し、必要に応じて産業の調査と評価を行うことができる。

第十二条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づいて、国務院の承認、または国務院・中央軍事委員会の承認を得て、国務院の商務主管部門は両用品目輸出管理リスト以外の貨物、技術とサービスに対して臨時管理を実施し、公告することができる。臨時管理の実施期間は1回につき2年を超えないものとする。臨時管理の実施期間が満了する前に適時に評価を行い、評価の結果に基づいて以下の決定を下さなければならない。

- (一) 管理を実施する必要がなくなった場合、臨時管理を解除する；
- (二) 管理の実施を継続する必要があるが、両用品目輸出管理リストに加えるのは適切ではない場合、臨時管理を延長するが、臨時管理の延長は2回を超えないものとする；

(三) 管理を長期に実施する必要がある場合、両用品目輸出管理リストに加える。

第十三条 国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行する必要に基づいて、国務院の承認、または国務院・中央軍事委員会の承認を得て、国務院の商務主管部門は関係部門と共同で特定の両用品目の輸出を禁止する、または特定の両用品目を特定の仕向国や地域、特定の組織や個人に輸出することを禁止することができる。

第三章 管理措置

第一節 両用品目の輸出許可

第十四条 国は両用品目の輸出に対して許可制度を実行する。

両用品目輸出管理リストに掲載されている両用品目または臨時管理を実施する両用品目を輸出する際、輸出者は国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。

関連する貨物、技術とサービスに輸出管理法第12条第3項に規定する状況があった場合、輸出者は輸出管理法と本条例の規定に基づいて国務院の商務主管部門に許可を申請しなければならない。法律、行政法規、軍事法規で別途規定がある場合は、その規定に従う。

輸出者は輸出しようとする貨物、技術とサービスの性能指標、主要用途等を理解し、それが両用品目に該当するか否かを確定しなければならない;確定できない場合、国務院の商務主管部門に問い合わせることができ、国務院の商務主管部門は速やかに回答しなければならない。輸出者が問い合わせる場合、同時に輸出しようとする貨物、技術とサービスの性能指標、主要用途および両用品目に該当するか否かを確定できない理由を提供しなければならない。

第十五条 両用品目の輸出は輸出管理法と本条例の規定に基づいて個別許可、包括許可を取得する、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得しなければならない。

個別許可は輸出者が輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間内に、単一のエンドユーザーに特定の両用品目を一回輸出するのを許可する。個別許可の有効期間は1年を超えないものとし、有効期間内に輸出を完了したならば、輸出許可証は自動的に失効する。

包括許可は輸出者が輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間内に、単一または複数のエンドユーザーに特定の両用品目を複数回輸出するのを許可する。包括許可の有効期間は3年を超えないものとする。

登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した場合、輸出者は毎回特定の両用品目を輸出する前に国務院の商務主管部門で登録手続を行い、規定に基づいて関連情報をありのままに記入して輸出証明書を取得した後、輸出証明書に基づいて自ら輸出しなければならない。

第十六条 輸出者が個別許可を申請する際、書面方式またはデータ・電報方式で国務院の商務主管部門に申請書を提出し、両用品目輸出申請表をありのままに記入し、かつ以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 申請者の法定代表人、主要経営陣および担当者の身分証明;
- (二) 両用品目の輸出に関わる契約書、協議書の副本またはその他の証明文書;
- (三) 両用品目の技術説明または検査報告;
- (四) 両用品目のエンドユーザーと最終用途証明書;
- (五) 国務院の商務主管部門が提出を求めるその他の資料。

輸出者が両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度を構築し、かつ運用状況が良好で、関連する両用品目輸出記録と比較的固定した輸出ルートとエンドユーザーを持っている場合、国務院の商務主管部門に包括許可を申請することができる。包括許可の申請は、前項に規定した資料の他に、さらに以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 両用品目輸出管理内部コンプライアンス制度の運用状況の説明；
- (二) 両用品目輸出許可証の申請・受領と使用状況の説明；
- (三) 両用品目の輸出ルートとエンドユーザーの関連状況の説明。

第十七条 国務院の商務主管部門は両用品目の輸出許可申請を受理した日から、単独または国の関係部門と共同で輸出管理法と本条例の規定に基づいて輸出許可申請の審査を行い、45 営業日以内に許可または不許可の決定を下さなければならない。許可を与えた場合、国務院の商務主管部門が輸出許可証を交付する；許可を与えなかった場合、書面で申請者に告知しなければならない。

国の安全と利益、外交政策に重大な影響を及ぼす両用品目の輸出に対して、国務院の商務主管部門は国の関係部門と共同で国務院に報告して許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告して許可を求めなければならない。国務院に報告して許可を求める、または国務院・中央軍事委員会に報告して許可を求めなければならない場合、前項に規定した輸出許可審査の期限の制限を受けない。

国務院の商務主管部門が輸出許可申請に対して行う審査において、法に基づいて鑑定を実施し、専門家に意見を求める、あるいは輸出者、エンドユーザーに対して実地検証を行う場合、必要な時間は第一項で規定する輸出許可審査の期限に算入しない。

第十八条 輸出者は輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出し、かつ実際の輸出、到着、設置、使用等の状況を報告しなければならない。

輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目の種類、仕向国や地域、エンドユーザー、最終用途等の重要要素を変更する必要がある場合、本条例の規定に基づいて両用品目の輸出許可を再申請し、もとの輸出許可証を返却し、輸出を一次停止しなければならない。

輸出許可証の有効期間内に、輸出者が両用品目の輸出に関わるその他の重要でない要素を変更する必要がある場合、国務院の商務主管部門に両用品目輸出許可の変更申請を提出し、関連する証明資料をありのままに提出し、輸出許可証の使用を一時停止しなければならない。国務院の商務主管部門は変更申請を受理した日から20 営業日以内に変更を許可するか否かの決定を下し、かつ書面で輸出者に告知しなければならない。変更を許可する場合、新しい輸出許可証を交付し、もとの輸出許可証を取り消す；変更を許可しない場合、輸出者はもとの輸出許可証に明記された範囲、条件と有効期間に基づいて両用品目を輸出しなければならない。

国務院の商務主管部門は両用品目の輸出許可を与える際に根拠とした輸出管理法第十三条に規定する要素に重大な変更があったことを発見した場合、輸出者に輸出許可証の使用を一時停止するよう通知しなければならない。検証の結果、関連する変更が国の安全と利益、拡散防止等の国際義務の履行に重大なリスクをもたらす可能性がある場合、法に基づいて撤回、取消または輸出者に関連する両用品目の輸出許可の変更を申請するよう要求しなければならない；前述のリスクがなかった場合、輸出者に関連する輸出許可証の使用を再開することを速やかに通知しなければならない。

第十九条 特定の両用品目の輸出が以下のいずれかの状況に該当する場合、国務院の商務主管部門は輸出者が毎回輸出する前に登録・情報記入方式で輸出証明書を取得した後、自ら輸出することを許可する：

- (一) 国内で点検修理、試験または検査を行った後に合理的な期間内にもとの輸出地のもとのエンドユーザーに再び輸送する；
- (二) 国外で点検修理、試験または検査を行った後に合理的な期間内に再び国内に輸送する；
- (三) 中華人民共和国国内で開催される展覧会に参加し、展覧会終了後、速やかにもとの状態でもとの輸出地に再び輸送する；
- (四) 中華人民共和国国外で開催される展覧会に参加し、展覧会終了後、速やかに元の状態で再び国内に輸送する；

- (五) 民間航空機部品の国外補修；備品・スペアパーツの輸出；
- (六) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。

前項で規定した特定の両用品目の輸出要素に変更が生じた場合、輸出者は改めて登録・情報記入を行い、新たな輸出証明書を取得する、または本条例第十六条の規定に基づいて個別許可または包括許可を申請しなければならない。

輸出者は輸出が本条第一項に規定した状況に一致しなくなったことを知っている、または知っていたはずである場合、または国務院の商務主管部門の通知を受けていた場合、速やかに輸出を停止し国務院の商務主管部門に報告しなければならない。

第二十条 輸出者に以下のいずれかの状況が合った場合、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請できない。

- (一) 団体が両用品目の輸出管理違法行為によって刑事処罰を受けたことがある、またはその団体の両用品目の輸出に関わる直接責任を負う主管者とその他の直接責任者が両用品目の輸出管理違法行為により刑事処罰を受けたことがある；
- (二) 5年以内に両用品目の輸出違法行為によって行政処罰を受け、かつ状況が深刻である；
- (三) 本条例第二十八条に規定する管理リストに掲載されている国外の組織や個人が中華人民共和国国内に設立した単独出資企業、代表機構、分岐機構に該当する；
- (四) 国務院の商務主管部門が規定するその他の状況。

すでに包括許可を取得している、または登録・情報記入方式で輸出証明書を取得している輸出者に前項に規定する状況が生じた場合、国務院の商務主管部門はその輸出者が取得した輸出許可証を取り消さなければならない；輸出を継続する必要がある場合、輸出者は本条例第十六条第一項の規定に基づいて個別許可を申請しなければならない。

第二十一条 輸出貨物の荷主または通関代行業者は両用品目を輸出する際、海関（税関）に国務院の商務主管部門が交付した輸出許可証を提出して審査を受け、かつ国の関連規定に基づいて輸出通関手続を行わなければならない；輸出許可証を提供できない場合、海関（税関）は通関を許可しない。

第二十二条 輸出貨物の荷主が国務院の商務主管部門の交付した許可証を海関（税関）に提出していない、またはありのままに提出して審査を受けておらず、輸出貨物が両用品目の輸出管理の範囲に属す可能性のあることを示す証拠を海関（海関）が持っている場合、輸出貨物の荷主に質疑を行い、輸出貨物の荷主は海関（海関）に輸出貨物の契約書、性能指標、主要用途等の証明資料を提供しなければならない。質疑を行っている期間、海関（税関）は国務院の商務主管部門に鑑定を行うよう提起し、国務院の商務主管部門が作成した鑑定の結論に基づいて法に従って処理することができる。質疑、鑑定の期間、海関（税関）は輸出貨物の通関を許可しない。

輸出貨物に本条例第十四条第三項、第十八条第四項、第二十五条に規定する状況があり、国務院の商務主管部門が関連状況を知り得た場合、速やかに海関（税関）に通知しなければならない；海関（税関）が国務院の商務主管部門の通知を受けとった際、輸出貨物がすでに税関に輸出申告されているがまだ通関していない場合、通関を許可せず、かつ法に従って処理しなければならない。

第二節 エンドユーザーと最終用途の管理

第二十三条 国務院の商務主管部門は両用品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、両用品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価、検証を行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。

第二十四条 輸出者が両用品目の輸出許可を申請する際、エンドユーザーが作成したエンドユーザーと最終用途証明書を提出しなければならない。国務院の商務主管部門は輸出者に同時にエンドユーザーが所在する国または地域の政府機関が発行したエンドユーザーと最終用途証明書を提出するよう要求することができる。

両用品目のエンドユーザーは国務院の商務主管部門の要求に基づいて誓約しなければならず、国務院の商務主管部門の許可なく、両用品目の最終用途を無断で変更する、またはいかなる第三者にも譲渡してはならない。

第二十五条 輸出者、輸入業者が両用品目の輸出に以下の状況があることを発見した場合、速やかに輸出を停止し、国務院の商務主管部門に報告しかつ検証に協力しなければならない；国務院の商務主管部門は本条例第十八条の規定に基づいて処理する：

- (一) 両用品目のエンドユーザー、最終用途がすでに変更されている、または変更される可能性がある；
- (二) エンドユーザーと最終用途証明書に偽造、変造、失効等の状況がある；
- (三) 詐欺、賄賂等の不正な手段で両用品目のエンドユーザーと最終用途証明書を取得した。

第二十六条 国務院の商務主管部門が法に基づいて両用品目のエンドユーザーと最終用途の検証を行い、関係する組織と個人は協力しなければならない。輸入業者、エンドユーザーが規定した期限内に検証に協力せず、関連する証明資料を提出しなかったことで、両用品目のエンドユーザー、最終用途を確認できなくなった場合、国務院の商務主管部門は関係する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに加える。

輸出者が注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに両用品目を輸出する際、包括許可または登録・情報記入方式による輸出証明書の取得を申請してはならない；個別許可を申請する際、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーのリスク評価報告を提出し、かつ輸出管理の法律法規と関連する要求の遵守を誓約しなければならない。許可審査の期間は本条例第十七条第一項に規定する期限の制限を受けない。

本条例第一項に規定する輸入業者、エンドユーザーが検証に協力し、確認の結果、無断で最終用途を変更した、無断で第三者に譲渡した等の状況がなかった場合、国務院の商務主管部門はこれを注視リストから削除することができる。

第二十七条 輸出者は両用品目の輸出に関わるエンドユーザーと最終用途証明書および契約書、送り状、帳簿、証票、業務書簡・電報等の関連資料を適切に保存し、保存期間は5年以上としなければならない。法律・行政法規で別途規定があるものは、その規定に従う。

第三節 管理リスト

第二十八条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面からの提案、通報に基づいて、以下のいずれかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを管理リストに加えることを決定することができる。

- (一) エンドユーザーまたは最終用途の管理要求に違反している；
- (二) 国の安全と利益を脅かす可能性がある；
- (三) 両用品目をテロ目的で使用している。

輸入業者、エンドユーザーが以下のいずれかの状況にあり、国の安全と利益を脅かす場合、前項の規定に基づいて執行する：

- (一) 両用品目を大量破壊兵器とその運搬手段の設計・開発・生産または使用に用いる；
- (二) 国の関係部門が法に基づいて関連取引、協力を禁止または制限する等の措置を講じている。

本条例第二十六条の規定に基づいて注視リストに加えられた輸入業者、エンドユーザーに本条第一項、第二項に規定する状況がある場合、国務院の商務主管部門はこれを管理リストに加え、同時に注視リストから削除することができる。

第二十九条 国務院の商務主管部門は情状の程度と具体的状況に基づいて、管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して以下の1つまたは複数の措置を講じることができる：

- (一) 関連する両用品目の取引を禁止する；
- (二) 関連する両用品目の取引を制限する；
- (三) 関連する両用品目の輸出を中止するよう命じる；
- (四) その他の必要な措置。

輸出者は規定に違反して管理リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーと関連する両用品目の取引を行ってはならない。特殊な状況下で関連する取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可を得た後に当該輸入業者、エンドユーザーと相応の取引を行い、要求に基づいて報告を行うことができる。

第三十条 管理リストに掲載された輸入業者とエンドユーザーが、国務院の商務主管部門の調査に協力し、関連する事実をありのままに述べ、違法行為を停止し、積極的に措置を講じ、有害な結果を除去し、要求に基づいて誓約を行いかつ履行し、本条例第二十八条に規定する状況がなくなった場合、国務院の商務主管部門に管理リストからの削除を申請することができる。国務院の商務主管部門は実際の状況に基づいて、これを管理リストから削除する決定を下すことができる。

第四章 監督検査

第三十一条 国は両用品目輸出管理の法執行協力制度を構築・整備し、全過程の監督管理を強化し、両用品目の輸出違法行為を適時に発見、阻止、調査・処分する。

国務院の商務主管部門は法に基づいて両用品目の輸出活動に対して監督・法執行を行う。

第三十二条 国務院の商務主管部門は単独または関係部門と共同で法に基づいて両用品目の輸出活動に対する監督検査と違法の疑いのある行為に対して調査を行い、関連する組織と個人は協力しなければならない、拒否・妨害してはならない。

監督検査、事件調査を行う法執行人員は2名以上とし、積極的に法執行証明書や関連する法的文書を提示しなければならない、輸出管理法第二十八条に規定する措置を講じることができる；2名未満または法執行証明書や関連する法的文書を提示しない場合、検査・調査を受ける組織と個人は拒否する権利を有する。

第三十三条 国務院の商務主管部門は職権により、または海関（税関）の提起した鑑定を行う必要性に基づいて、関連する両用品目の鑑定を計画・実施し、関連する専門機構または関連分野の専門家に鑑定意見の提供を委託することができる。

第三十四条 国務院の商務主管部門は職権により、または関係方面の提案、通報に基づいて、関連組織や個人に両用品目輸出の違法リスクがあることを発見した場合、監督管理談話²、警告書の発行等の措置を講じることができる。

² (訳者注) 「監督管理談話」について、《中国銀保監会現場検査弁法（試行）》(2020年1月28日施行)第47条に「中国銀行保険監督管理委員会とその出先機関は現場検査の状況を調査対象団体の上級部門または主要株主に通報することができ、調査対象団体の董事・監事・上級管理職と監督管理談話を行い、その検査で発見された問題について説明と誓約を行うよう要求することができ、また関係する責任者に対して談話を行って注意・批判・教育または書面による検査を行うよう命じることもできる」とあることから、「監督管理談話」とは監督管理主管部門が監督管理対象の経営陣や関係者と面談し、問題点等について説明・誓約を求めたり、注意・批判・教育する行為を指すと見られる。参考「中国銀保監会現場検査办法（試行）（中国银行保險監督管理委員會令2019年第7号）」（国家金融監督管理總局サイト2019年12月26日）<https://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=862790>

第三十五条 輸出者は、その輸出活動に本条例第十四条第三項、第十八条第四項、第二十五条に規定する状況があることを発見した、または国務院の商務主管部門の通知を受け取った場合、速やかに関連する状況を国務院の商務主管部門に報告し、要求に基づいて損害を除去または軽減する措置を講じ、かつ調査・処理に協力しなければならない。

第三十六条 いかなる組織や個人も両用品目の輸出管理違法行為に代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供してはならない。代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が両用品目の輸出管理違法行為の疑いがあることを発見した場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない。国務院の商務主管部門は速やかに確認、処理しなければならない。

第三十七条 国務院の商務主管部門は国内の輸入業者とエンドユーザーの申請に基づいて、その他の国や地域の政府に対してエンドユーザーと最終用途説明書を発行し、かつ関連事項を管理することができる。

国内の輸入業者とエンドユーザーはエンドユーザーと最終用途説明書を申請する際、国務院の商務主管部門の要求に従って関連資料をありのままに提出し、説明書取得時に行った誓約を厳格に履行し、かつ国務院商務主管部門の監督検査を受けなければならない。

第三十八条 中華人民共和国の公民、法人、非法人組織は外国政府の提起する輸出管理に関わる訪問、現場調査等の要求を受けた場合、速やかに国務院の商務主管部門に報告しなければならない。国務院の商務主管部門の同意を得ずに、外国政府による関連する訪問、現場審査等を受けるまたは受けることを承諾してはならない。

第五章 法的責任

第三十九条 輸出者に以下のいずれかの行為があった場合、輸出管理法第三十四条の規定に基づいて処罰する：

- (一) 許可を得ずに両用品目を無断で輸出した；
- (二) 輸出許可証に明記した範囲、条件や有効期間を超えて両用品目を輸出した；
- (三) 輸出を禁止する両用品目を輸出した；
- (四) 改造、分解して部品やアセンブリにする等の方式で両用品目の輸出許可を回避した；
- (五) 本条例第十八条に規定する状況において、規定に違反して許可証を使用して輸出した。

第四十条 輸出者が本条例の規定に違反し、報告義務を履行しなかった場合、警告を与え、是正するよう命じる；状況が深刻な場合、違法所得を没収し、違法売上高が50万人民元以上の場合、違法売上高の5倍以上10倍以下の罰金を併科する；違法売上高がない、または違法売上高が50万人民元に満たない場合、50万人民元以上300万人民元以下の罰金を併科する。

代理、貨物輸送、配送、通関、第三者電子商取引プラットフォームや金融等のサービスを提供する事業者が、本条例第三十六条の規定に違反し、報告義務を履行しなかった場合、警告を与え、是正するよう命じ、10万人民元以下の罰金を科すことができる；状況が深刻な場合、10万人民元以上50万人民元以下の罰金を併科する。

第四十一条 輸出者、輸入業者、エンドユーザーに輸出管理法や本条例の規定を回避して違法行為を実施するよう教唆、幫助した場合、警告を与え、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収し、違法所得が10万人民元以上の場合、違法所得の3倍以上5倍以下の罰金を併科する；違法所得がない、または違法所得が10万人民元に満たない場合、10万人民元以上50万人民元以下の罰金を併科する。

第四十二条 国内の輸入業者とエンドユーザーが国務院の商務主管部門に行った誓約に違反した場合、警告を与え、是正するよう命じ、違法所得を没収し、違法売上高が 50 万人民币元以上の場合、違法売上高の 3 倍以上 5 倍以下の罰金を併科する；違法売上高がない、または違法売上高が 50 万人民币元に満たない場合、50 万人民币元以上 300 万人民币元以下の罰金を併科する。国務院の商務主管部門は処罰決定が発行した日から 5 年間はそれが提出したエンドユーザーと最終用途説明文書の申請手続を受理しなくて良い。

第四十三条 本条例の規定に違反し、外国政府の提起した輸出管理に関わる訪問、現場調査等の要求を無断で受けた、または受けることを承諾した場合、警告を与え、50 万人民币元以下の罰金を併科する；状況の深刻な場合、50 万人民币元以上 300 万人民币元以下の罰金を併科する；状況が特に深刻な場合、業務を停止して問題を是正するよう命じる。

第四十四条 助言的意見、鑑定意見を提供する専門家、専門機関が職業道徳や本条例の規定に違反した場合、通報批評³を与え、指定した期日までに改善するよう命じる；状況の深刻な場合、その諮問、鑑定の資格を取り消し、法に従って相応の法的責任を追及する。

第四十五条 本条例で規定する両用品目の輸出管理違法行為は、国務院の商務主管部門が処罰する；法律・行政法規で海関（税関）が処罰すると規定している場合、海関（税関）が輸出管理法と本条例に従って処罰する。

第四十六条 輸出管理法と本条例の両用品目の規定に違反し、国の安全と利益を脅かした場合、輸出管理法と本条例の規定に従って処罰するほか、さらに関連する法律、行政法規、部門規則の規定に従って処理と処罰を行わなければならない。

輸出管理法と本条例の規定に違反し、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第六章 附則

第四十七条 輸出管理法第二条に規定する国の安全と利益の擁護、拡散防止等の国際義務の履行に関わるその他の貨物、技術、サービス等の品目の輸出管理は、本条例を適用する。

両用品目における監督規制化学品の輸出管理は、《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》の規定を適用する；《中華人民共和国監督規制化学品管理条例》で規定されていない事項は、国務院の工業情報化主管部門が輸出管理法と本条例に基づいて執行する。

《中華人民共和国ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》付属の《ミサイル及び関連品目と技術輸出管理リスト》第一部分に掲載されている品目と技術の輸出は、軍用品輸出管理リストに加え、《中華人民共和国軍用品輸出管理条例》とその他の関連規定に基づいて処理する。

第四十八条 両用品目の国境通過、中継輸送、通し運送、再輸出または海関（税関）特殊監督管理区域や保税監督管理場所から国外への輸出は、輸出管理法と本条例の関連規定に従って執行する。具体的方法は国務院の商務主管部門が海関（税関）総署と共同で策定する。

中華人民共和国の国内において、両用品目が海関（税関）特殊監督管理区域と保税監督管理場所の間で出入する、または海関（税関）特殊監督管理区域と保税監督管理場所の外から海関（税関）特殊監督管理区域と保

³（訳者注）通報批評は行政処罰の一種で、当局により違法行為を公表されることをいう。参考「中国最新法令・政策動向速報（2022 年 10 月号）」（西村あさひ法律事務所 2022 年 10 月 14 日号）https://www.nishimura.com/sites/default/files/images/newsletter_221014_cn.pdf

【コラム】中国反スパイ法の改正および実務上の留意点（東京国際法律事務所 2023 年 10 月 4 日）<https://www.tkilaw.com/6678>

税監督管理場所に入る場合、輸出許可証の手続は必要なく、海関（税関）が監督管理を行う。

第四十九条 国外の組織や個人が中華人民共和国の国外で特定の仕向国や地域、特定の組織・個人に以下の貨物、技術やサービスを移転・提供する場合、国務院の商務主管部門は関係する事業者の本条例の関連規定を参照して実行するよう要求することができる：

- （一）中華人民共和国を原産とする特定の両用品目を含有、統合または混合して国外で製造された両用品目；
- （二）中華人民共和国を原産とする特定の技術等の両用品目を使用して国外で製造された両用品目；
- （三）中華人民共和国を原産とする特定の両用品目。

第五十条 本条例は2024年12月1日より施行する。《中華人民共和国核両用品及び関連技術輸出管理条例》、《中華人民共和国ミサイル及び関連品目と技術輸出管理条例》、《中華人民共和国生物両用品及び関連設備と技術輸出管理条例》と《特定化学品及び関連設備・技術輸出規制弁法》は同時に廃止する。